

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年7月1日～2024年3月31日までの 2年8か月間

2. 内容

目標1

育児休業および育児短時間勤務について社員の理解を深めるため、育児休業給付及び育休中の社会保険料免除なども含めた制度のパンフレットを作成し周知を行う。

<対策>2021年7月1日～2024年3月31日

- ① パンフレットの内容及検討及び作成
- ② パンフレットの配布と周知

目標2

育児休業、育児短時間勤務等を取得しやすい環境づくりのため、役員及び管理職の研修を行う。

<対策>2021年9月1日～2024年3月31日

- ① 役員、管理職との面談を通じて現状の実態把握と課題の抽出を行う
- ② 研修内容・方法の検討と実施
- ③

目標3

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>2021年7月1日～2024年3月31日

- ① 年次有給休暇の毎年の取得状況や部署間・男女間などの傾向調査
- ② 年次有給休暇の計画的な取得のための方策の検討と実施